

(目的及び趣旨)

第1条 この規程は、関西大学（以下「本学」という。）における全学的な数理・データサイエンス・AI教育を推進し、もって本学におけるデータサイエンス教育のプログラム構築に資することを目的として、関西大学教育推進部規程第12条第2項の規定に基づき、データサイエンス教育プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 文部科学省における数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に関する事項
- (2) 前号における数理・データサイエンス・AI教育プログラムの設計に関する事項
- (3) 学内及び学外からの視点による自己点検・評価に関する事項
- (4) 履修促進に向けた広報活動に関する事項
- (5) その他プロジェクトの目的達成のために必要な事項

(構成員)

第3条 プロジェクトは、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長（教育推進部長）
- (2) 学長補佐のうち 1名
- (3) 共通教養教育推進委員長
- (4) 学長が推薦する教育職員 若干名
- (5) 学事局長
- (6) 学長室長

2 プロジェクトリーダーは、前項第1号の構成員をもって充てる。

3 第1項第4号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(プロジェクト会議)

第4条 プロジェクトの業務を遂行するため、プロジェクト会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

3 会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 審議決定した事案が、全学的に周知すべきものと判断される場合は、プロジェクトリーダーの責任において教育推進委員会に報告するものとする。

5 審議過程にある事案が、全学的に議論すべきものと判断される場合は、プロジェクトリーダー

の責任において教育推進委員会に付議するものとする。

(作業部会・担当者会議)

第5条 会議は、必要に応じて作業部会又は事務職員による担当者会議を置くことができる。

(事務)

第6条 プロジェクトに関する事務は、学事局教務事務グループ及び学長課が共同で行う。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。